

改正

平成20年 1 月 28日規則第 1 号

平成30年 3 月 31日規則第16号

令和 2 年 2 月 13日規則第 5 号

令和 2 年11月 30日規則第53号

令和 6 年 2 月 28日規則第 2 号

大学学生寮条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大学学生寮条例（平成18年名寄市条例第82号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(管理人)

第 2 条 学生寮には、必要に応じて管理人を置くことができる。

(入寮願)

第 3 条 学生寮に入寮を希望するものは、入寮願（別記様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(1) 入寮選考調書（別記様式第 2 号）

(2) 所得を証明する書類等（市区町村長発行のもの）

(入寮者の選考)

第 4 条 学長は、提出された書類を審査し入寮者の選考及び許可を行う。

2 学長は、入寮者に入寮許可書（別記様式第 3 号）を交付する。

3 学長は、入寮許可をした者のほかに、必要と認める数の入寮補欠者を定めることができる。

(入寮)

第 5 条 入寮の許可を受けた者は、入寮許可書に指定された日までに入寮しなければならない。

(退寮願)

第 6 条 退寮しようとする者は、事前に学長に退寮願（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。

(入寮費)

第7条 学生寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）は、入寮費として5万円を指定された日までに納入しなければならない。

2 入寮費は、退寮時において返戻する。ただし、使用料等に未納がある場合又は寮生の責任に基づく損害が生じた場合は、これを充当することができる。

（使用料等の納入）

第8条 条例第5条に規定する使用料及び諸経費（以下「使用料等」という。）は、その月の末日（12月にあつては、28日）までに納入しなければならない。

2 入寮又は退寮の日が月の途中であつても、その月の使用料等は納入しなければならない。

（使用料の減免等）

第9条 市長は、寮生が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免又は猶予（以下「減免等」という。）することができる。

（1） 寮生の家庭が不慮の災害等により、使用料の納入が困難となった場合

（2） その他特に必要と認めた場合

（使用料減免等の手続）

第10条 前条の規定により使用料の減免等を受けようとする者は、使用料減免等申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免等承認）

第11条 市長は、使用料の減免等を決定したときは、使用料減免等承認書（別記様式第6号）を学長を通じて寮生に交付する。

（施設等の保全）

第12条 寮生は、学生寮の施設設備及び備品等の保全に留意し、防火、防犯、保健衛生、災害防止等に努めなければならない。

2 故意又は過失により、施設設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を負担させることがある。

（委任）

第13条 この規則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の市立名寄短期大学学生寮条例施行規則

(平成7年名寄市規則第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年1月28日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(市立名寄短期大学運営諮問会議規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 市立名寄短期大学運営諮問会議規則 (平成18年名寄市規則第65号)

(2) 市立名寄短期大学の組織及び管理に関する規則 (平成18年名寄市規則第66号)

(3) 市立名寄短期大学の授業料等徴収条例施行規則 (平成18年名寄市規則第68号)

(4) 市立名寄短期大学奨学資金貸付条例施行規則 (平成18年名寄市規則第69号)

附 則 (平成30年3月31日規則第16号)

(附則)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(名寄市立大学短期大学部の廃止に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に名寄市立大学短期大学部に在学していた者に係る学籍簿は、名寄市立大学において保存する。

- 3 この規則の施行の日前に名寄市立大学短期大学部に在学していた者から学籍に係る証明書の交付申請があったときは、名寄市立大学長が交付するものとする。

附 則 (令和2年2月13日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日規則第53号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日規則第2号)

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)
別記様式第1号(第3条関係)

入寮願

年 月 日

名寄市立大学長 様

名寄市立大学 保健福祉学部		学科
年度入学		受験番号
氏 名	⑩	
連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	
	私は、上記入寮者が、使用料をはじめその他の債務に関する納入及び故意又は重大な過失により大学学生寮の施設や設備等に損害を与えたときの賠償の極度額（年間使用料300,000円に在学年限8年を乗じて得た額）について、上記入寮者と連帯して債務の履行及び賠償に関する責任を負います。	

学生寮に入寮したいので、大学学生寮条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

- 1 入寮選考調書 (別記様式第2号)
- 2 所得を証明する書類等 (市区町村長発行)

別記様式第2号（第3条関係）
別記様式第2号（第3条関係）

入寮選考調書

受 験 番 号		学 科 ・ 学 年		氏 名		生 年 月 日		
		学科 学年				年 月 日		
住所	現 住 所	〒						
	入寮可否通知先	〒						
		電話 — —						
健 康 状 況								
連帯保証人	氏名		続柄		職業		生年月日 年 月 日	
	住所	〒						
		電話 — —						
同一世帯の家族状況	就学者を除く	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤 務 先	年間所得額	
	就学者	続柄	氏 名	年齢	在学学校名		学年	通 学 状 況 (自宅、下宿、寮等)
		本人			名寄市立大学			
入寮希望理由								

入寮許可書

年 月 日

名寄市立大学 保健福祉学部 学科
受験番号

様

名寄市立大学長



この度の入寮願について、大学学生寮条例施行規則第5条の規定により、大学学生寮に下記の期間入寮することを許可する。

記

入 寮 許 可 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで

（注）

- 1 年 月 日から 年 月 日までに入寮すること。
- 2 居室の鍵は、印鑑を持参のうえ、学生課学生係で受領すること。
- 3 年 月 日までに入寮費の納入がない場合は、入寮許可を取り消す。

別記様式第4号（第6条関係）
別記様式第4号（第6条関係）

退寮願

年 月 日

名寄市立大学長 様

名寄市立大学 保健福祉学部		学科	
学年（ 年度入学）		学籍番号	
氏 名	⑩		
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名	⑩	
	電話番号		

この度、下記理由により 年 月 日をもって退寮したいので、大学学生寮条例
施行規則第6条の規定により提出します。

記

1 理由

2 退寮後の住所

〒	電話 — —
---	------------------

使用料減免等申請書

年 月 日

名寄市長 様

名寄市立大学 保健福祉学部		学科	
学年（ 年度入学）		学籍番号	
氏 名	印		
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名	印	
	電話番号		

この度、大学学生寮条例施行規則第10条の規定により、使用料の減免・猶予を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 減免等の理由（具体的かつ詳細に）

2 減免等の期間、金額

年 月分から	
年 月分まで	
	円

使用料減免等承認書

年 月 日

様

名寄市長



大学学生寮条例施行規則第11条の規定により、次のとおり使用料の減免等を承認する。

名寄市立大学 保健福祉学部 学科	学年	学年	氏 名	
減 免 す る 額				
減 免 後 の 額				
減 免 期 間 猶 予 期 間	年 月分から 年 月分まで 月間			